

改正後

(鉍害の防止)

第五条 [略]

一〇三 [略]

三の二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という。)は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合していること。

三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。  
四〇二十二 [略]

別表第三(第三十一条関係)

一	[略]	[略]
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下
三	[略]	[略]
九	[略]	[略]

備考

一〇三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(鉍害の防止)

第五条 [略]

一〇三 [略]

〔新設〕

〔新設〕

四〇二十二 [略]

別表第三(第三十一条関係)

一	[略]	[略]
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下
三	[略]	[略]
九	[略]	[略]

備考

一〇三 [略]